

『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』

被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

①被災者雇用開発助成金

支援内容

以下の方を公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。（平成23年5月2日以降の雇入れで、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。）

■ 対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方（震災により警戒区域等外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除く）であって、以下の1又は2のいずれかに該当する方。

1. 被災離職者（以下の全ての条件に該当すること）

(1)震災発生時に被災地域（災害救助法が適用された市町村。東京都を除く）で就業していた方、(2)震災後に離職し、その後、安定した職業に就いていない方、(3)震災により離職を余儀なくされた方

2. 被災地求職者（以下の条件に該当すること）

(1)震災後、安定した職業に就いていない方

■ 助成額（平成27年5月1日以降に雇い入れた場合の助成額を記載）

中小企業 60万円（短時間労働者は40万円）

大企業 50万円（短時間労働者は30万円）

また、この助成金の対象労働者を10人以上雇入れ、継続して1年以上雇用した場合、1事業主につき1回助成金の上乗せを行います。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。雇入れ後、6ヵ月ごとに2回に分けて支給します。

お問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

②事業復興型雇用創出事業

支援内容

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面での支援（助成金の支給）を行います。

■ 助成額

被災地（岩手県、宮城県、福島県（岩手県、宮城県は沿岸部））の事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所で、被災求職者を雇い入れる場合に、1人当たり225万円（短時間労働者は110万円）（3年間）を助成します。また、県外からの労働者の移転に際し、事業主が所要の費用負担を行った場合に一定の範囲で移転費を助成します。

① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするもの。）の対象となっている事業

② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

※1 1事業所につき2,000万円を上限

※2 原則、当該事業の支援を初めて受ける事業所に限ります。

※3 ②の場合、再雇用者の助成額は減額

※4 助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等詳細な内容やスケジュールについては、各県にお問い合わせください。

■ 事業期間

平成30年度末まで（平成27年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

お問い合わせ先 各県雇用担当部局（巻末お問い合わせ先一覧参照）